6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 384 単位	×70/100	×70/100	×70/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +13単位	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1月につき +3単位	1月につき +6単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +5単位（6月に1回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 417 単位																					
		要介護3 472 単位																					
		要介護4 525 単位																					
		要介護5 579 単位																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 382 単位			×70/100																		
		要介護2 438 単位																					
		要介護3 495 単位																					
		要介護4 551 単位																					
		要介護5 608 単位																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 561 単位																					
		要介護2 663 単位																					
		要介護3 765 単位																					
		要介護4 867 単位																					
		要介護5 969 単位																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 575 単位																					
		要介護2 679 単位																					
		要介護3 784 単位																					
		要介護4 888 単位																					
		要介護5 993 単位																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 648 単位																					
		要介護2 765 単位																					
		要介護3 887 単位																					
		要介護4 1,008 単位																					
		要介護5 1,130 単位																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 659 単位				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																	
		要介護2 779 単位																					
		要介護3 902 単位																					
		要介護4 1,026 単位																					
		要介護5 1,150 単位																					
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 352 単位																					
		要介護2 403 単位																					
		要介護3 455 単位																					
		要介護4 506 単位																					
		要介護5 558 単位																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 372 単位			×70/100																		
		要介護2 424 単位																					
		要介護3 478 単位																					
		要介護4 531 単位																					
		要介護5 585 単位																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 538 単位																					
		要介護2 634 単位																					
		要介護3 732 単位																					
		要介護4 828 単位																					
		要介護5 924 単位																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 555 単位																					
		要介護2 657 単位																					
		要介護3 758 単位																					
		要介護4 858 単位																					
		要介護5 958 単位																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 625 単位																					
		要介護2 738 単位																					
		要介護3 848 単位																					
		要介護4 965 単位																					
		要介護5 1,081 単位																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 637 単位				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																	
		要介護2 752 単位																					
		要介護3 872 単位																					
		要介護4 992 単位																					
		要介護5 1,111 単位																					
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上4時間未満	要介護1 340 単位																					
		要介護2 389 単位																					
		要介護3 440 単位																					
		要介護4 488 単位																					
		要介護5 540 単位																					
	（2）4時間以上5時間未満	要介護1 356 単位			×70/100																		
		要介護2 408 単位																					
		要介護3 461 単位																					
		要介護4 513 単位																					
		要介護5 566 単位																					
	（3）5時間以上6時間未満	要介護1 517 単位																					
		要介護2 611 単位																					
		要介護3 705 単位																					
		要介護4 800 単位																					
		要介護5 894 単位																					
	（4）6時間以上7時間未満	要介護1 535 単位																					
		要介護2 632 単位																					
		要介護3 729 単位																					
		要介護4 827 単位																					
		要介護5 925 単位																					
	（5）7時間以上8時間未満	要介護1 598 単位																					
		要介護2 706 単位																					
		要介護3 818 単位																					
		要介護4 921 単位																					
		要介護5 1,042 単位																					
	（6）8時間以上9時間未満	要介護1 614 単位				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																	
		要介護2 726 単位																					
		要介護3 838 単位																					
		要介護4 950 単位																					
		要介護5 1,070 単位																					

ニ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×10／1000）	
	：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目	